

気づこう！防ごう！高齢者虐待 障がい者虐待

こんなことが虐待行為になります

- **身体的虐待** 殴る、蹴る、ベッドにしばりつけるなど
- **心理的虐待** 怒鳴る、無視をする、悪口をいうなど
- **性的虐待** わいせつな話をする、性的な行為の強要など
- **経済的虐待** 財産を無断で処分する、年金・預貯金などを無断で使う、現金を渡さないなど
- **介護・世話の放棄、放任** 食事を与えない、ひどく不潔にする、必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

虐待とは人としての尊厳を傷つける行為であり、絶対にあってはならないことです。

高齢者虐待防止法及び障がい者虐待防止法は、家族など本人の世話をする方や施設で働いている方等による虐待の防止を図り、本人の権利を守ることを目的としています。

虐待の原因は、認知症や障がいに対する理解不足、介護疲れや介護ストレスなどのさまざまなものから、心身ともに追いつめられ、自分では気づかずに虐待していることや、気づいても歯止めがきかなくなっていることもあります。

虐待を防ぐには早期発見が重要です。できる限り早期に発見することで事態の深刻化を防ぎ、高齢者・障がい者を守るばかりではなく、虐待している人を救うことにもつながります。

些細なことでもかまいません。気になることがあれば迷わず相談してください。

ひとり(家族)で抱え込まないで、専門機関や地域の相談窓口を活用しましょう

お問い合わせ: 福祉課 地域福祉係、恩納村地域包括支援センター ☎966-1207

ご存じですか？成年後見制度

成年後見制度とは？

認知症、知的障がいもしくは精神障がい等で判断能力が不十分な人の日常生活を法律的に保護する仕組みです。

※将来判断能力が不十分になったときに備え、後見人になってもらいたい人と契約を結んでおく「任意後見人制度」もあります。

後見人の役割は？

財産の管理や、契約の代理・取り消し、介護サービスや医療機関との契約等を行い、本人が安心して生活を送れるようサポートします。

成年後見制度はどうやって利用するの？

本人や配偶者、4親等内の親族などが、家庭裁判所に申し立てを行い申し立て後、約2～4か月で支援が開始されます。

後見人はどうやって決めるの？

家庭裁判所が、本人にとってどのような保護や支援が必要なのかを考慮して、家族や法律・福祉の専門家(司法書士、弁護士、社会福祉士)などから適任者を「後見人」に選任します。

たとえばこんなとき

- ・認知症の母が知らないうちに不要なリフォームの契約をしてしまって困っている
- ・成人した娘に知的障がいがあり、親である自分たちが高齢になった後が心配
- ・身寄りのない認知症の方が、財産管理や施設への入所ができない

※成年後見制度が必要と思われる方で、身寄りのない方や親族と音信不通の場合等もぜひご相談ください。

お問い合わせ: 福祉課 地域福祉係、恩納村地域包括支援センター ☎966-1207